

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第9条の3 (略)</p>       <p>(後 略)</p>	<p>第9条の3 (同 左)</p> <p><u>第9条の4 総長は、規程改正に関する事務について、規程改正中教育研究評議会議長に一任する事項について (平成9年5月27日評議会決定) に定めるもののうち、次の各号に掲げる事項を、当該部局の長に委任する。</u></p> <p><u>(1) 京都大学通則において当該学部又は研究科に委任された事項に係る学部規程及び研究科規程の改正</u></p> <p><u>(2) 国立大学法人京都大学の組織に関する規程において当該組織に委任された事項に係る各組織規程の改正</u></p> <p><u>(3) 部局の内部組織に係る事項のうち、副研究科長、専攻長、学科長等既設の職と同様の職の設置及び改正並びに当該職の廃止</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第9条の4の規定は、当分の間、本部構内(文系)共通事務部が事務を処理する部局に限り適用する。</p>